資料５－３

黒部市こども計画
骨子案

令和８年８月

黒部市

目次

第１章　計画の策定にあたって 1
1　計画策定の背景と趣旨 1
2　計画の位置づけ 2
3　計画の期間 3
4　国におけるこども・若者政策の状況 4

第２章　黒部市のこども・若者を取り巻く現状 5
1　統計データからみる現状 5
2　こども・若者アンケート調査の結果 16
3　支援者ヒアリングシート調査の結果 20
4　くろべみらいワークショップの結果 21
5　こども意見表明交流会の結果 23

第３章　こども計画が目指すもの 24
1　基本理念 24
2　基本目標 25
3　施策体系 26

第４章　施策の展開 27

第５章　計画の推進に向けて 27

資料編 27

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

わが国では、現在少子高齢化による年少人口の減少に加え、ネグレクトなどの児童虐待、いじめによる自殺、ヤングケアラーの心身負担、障がいの有無や国籍による差別、貧困、格差、犯罪、暴力等、こども・若者にまつわる様々な問題が起きています。

このような状況を受け、国では令和５年４月に「こども基本法」が施行、同年 12 月に「こども大綱」が策定され、こども家庭庁では、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しました。

黒部市（以下、「本市」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年３月に「黒部市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後２期にわたって、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指し、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

また、「第３期黒部市子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念を「こどもの声が聞こえる明るいまち　～こどもの幸せを第一に考える～」とし、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえ、子育て支援に加えて、各ライフステージの状況に応じた支援の充実を図っています。

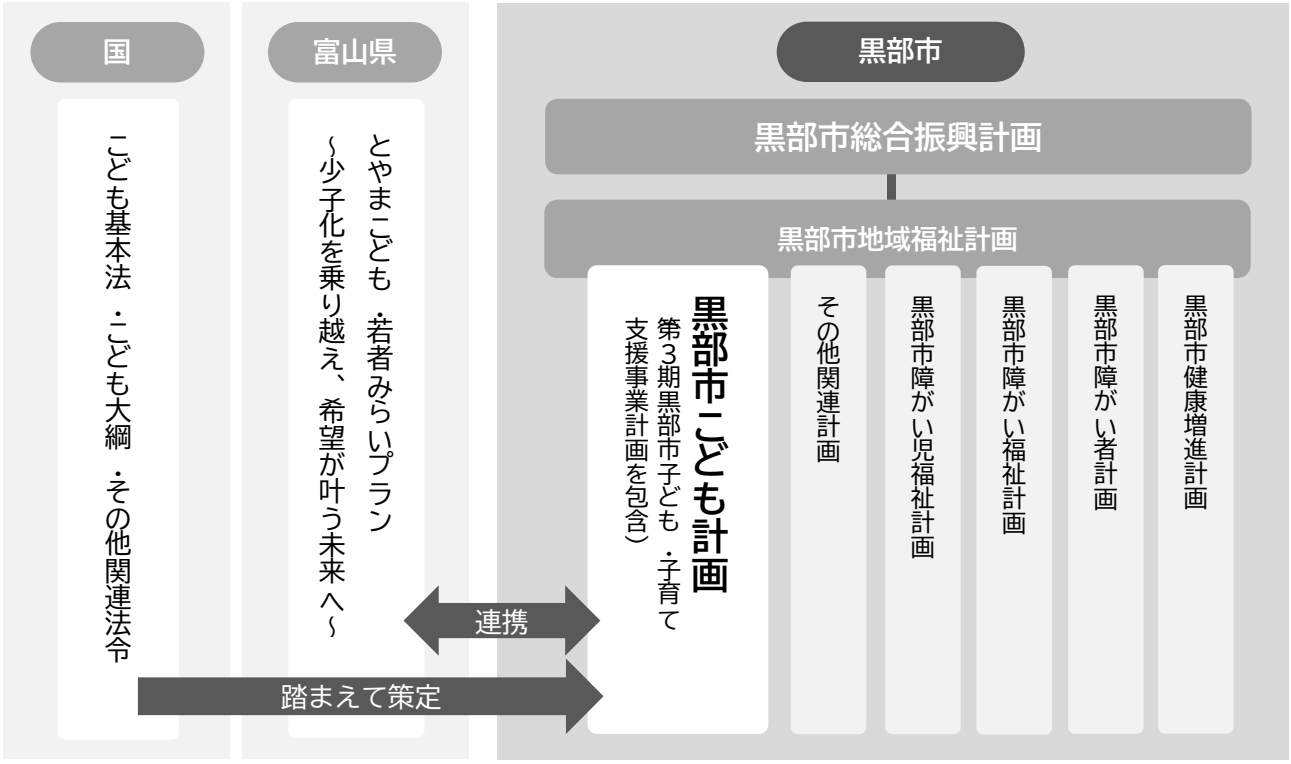
このたび、本市では、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、国の「こども基本法」及び「こども大綱」、富山県の「とやまこども・若者みらいプラン～少子化を乗り越え、希望が叶う未来へ～」を勘案し、「黒部市こども計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定します。本市の実情や、現在推進している「第３期黒部市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、本市のすべてのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進します。

2　計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第 10 条第２項に基づく市町村こども計画であり、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画を包含し、一体的なものとして計画を策定します。

また、本市の最上位計画である「第２次黒部市総合振興計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

■計画の位置づけ



■「こども基本法」抜粋

（都道府県こども計画等）

第 10 条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3　計画の期間

本計画の計画期間は、令和９年３月から令和 12 年３月までの３年１か月とし、計画最終年度である令和 11 年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

■計画の期間



4　国におけるこども・若者政策の状況

■こども施策に関する法律、制度、近年の動向

年月	法律・制度など	内容
令和３年４月	「子供・若者育成推進大綱」閣議決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長･活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和３年 12 月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどもの Well-being を高め、「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和４年６月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の３つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実が示された。
令和５年４月	「こども家庭庁」設立	「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を後押しするため、内閣府の外局として、こども家庭庁が設立された。
令和５年 12 月	「こども大綱」閣議決定	こども基本法を踏まえ、こども施策の推進における基本理念や重要事項等、基本となる事項が示された。
令和５年 12 月	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定	地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点等が示された。
令和６年６月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正	「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改称された。
令和６年 12 月	「保育政策の新たな方向性」こども家庭庁公表	待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」と「全てのこども・子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換すること等が示された。
令和７年４月	「児童福祉法」改正	保育人材確保に向けた体制整備や保育所等の職員による虐待通報義務化に加え、虐待を受けたこどもの一時保護委託先の登録制度創設など、質の高い保育と虐待防止対策の強化が示された。
令和７年 12 月	「放課後児童対策パッケージ２０２６」こども家庭庁・文部科学省公表	放課後児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、児童の放課後の居場所の質･量両面での充足を支援していくことが示された。

第２章　黒部市のこども・若者を取り巻く現状

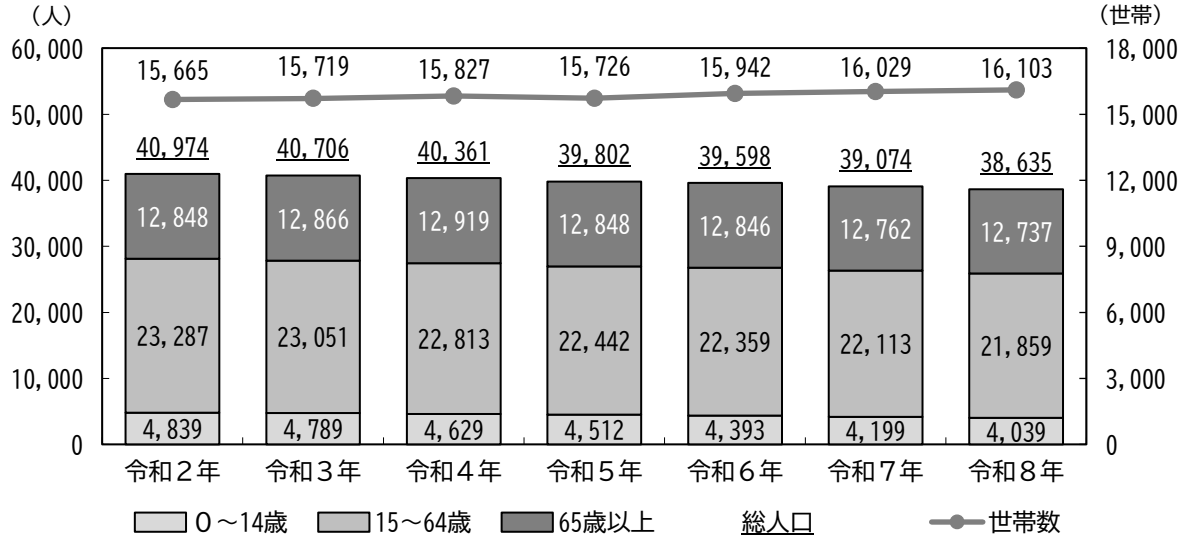
１　統計データからみる現状

（１）人口の状況

総人口の推移をみると、減少しており、令和８年で 38,635 人となっています。内訳をみると、０～14 歳、15～64 歳が減少しており、65 歳以上は 12,000 人台で推移しています。

また、世帯数の推移をみると、緩やかに増加しており、令和８年で 16,103 世帯となっています。

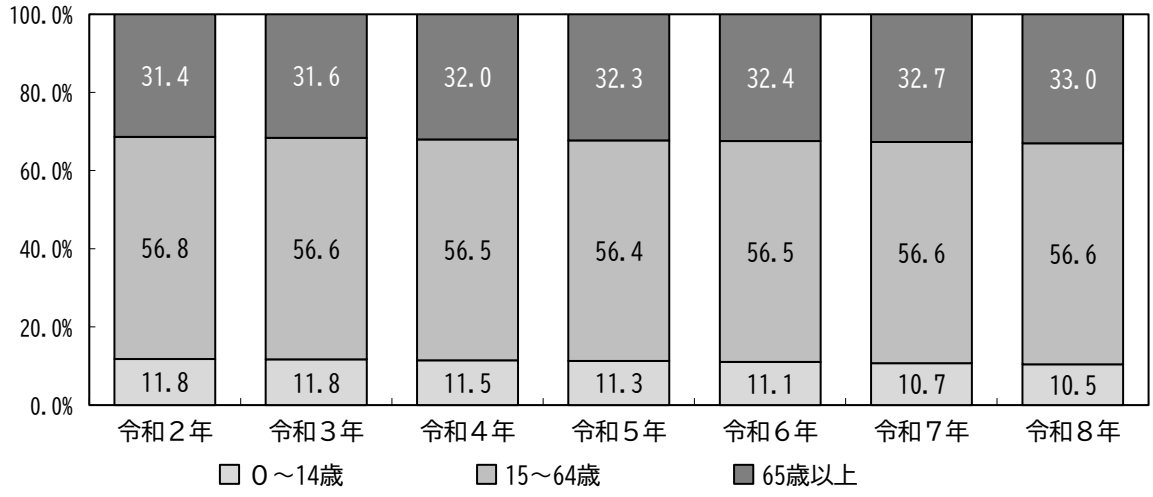
■年齢３区分人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

年齢３区分別人口割合の推移をみると、０～14 歳は緩やかに減少しており、令和８年で 10.5%となっています。15～64 歳はほぼ横ばいの状態、65 歳以上は緩やかに増加しています。

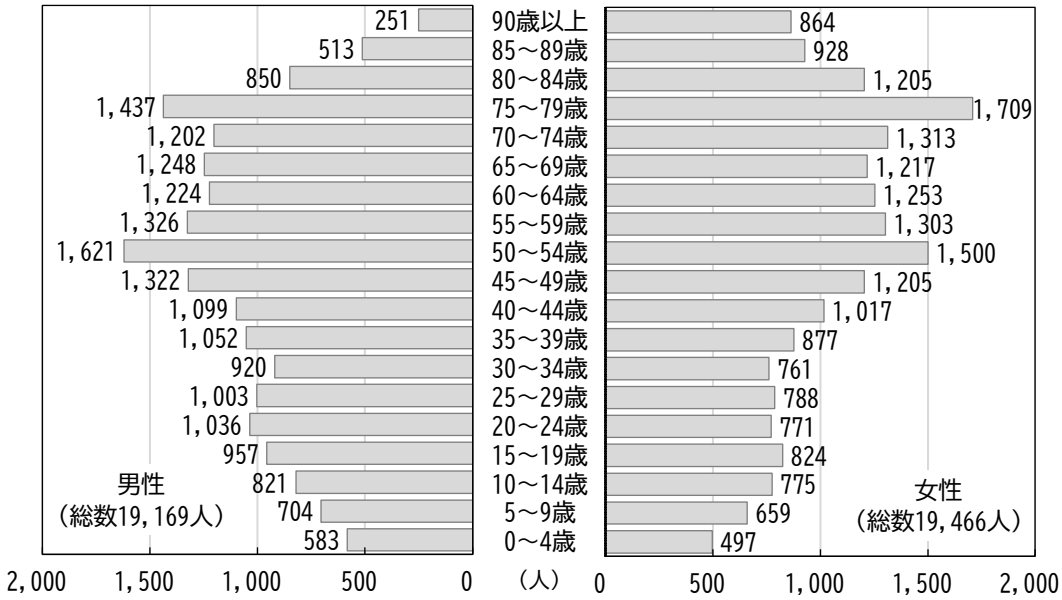
■年齢３区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

性別・５歳区分別人口構造をみると、男性、女性ともに 50～54 歳、75～79 歳で多くなっています。一方で、若年層の年齢は男性、女性ともに少なくなっており、男性で 15～19 歳まで、女性で 35～39 歳まで、それぞれ 1,000 人未満となっています。

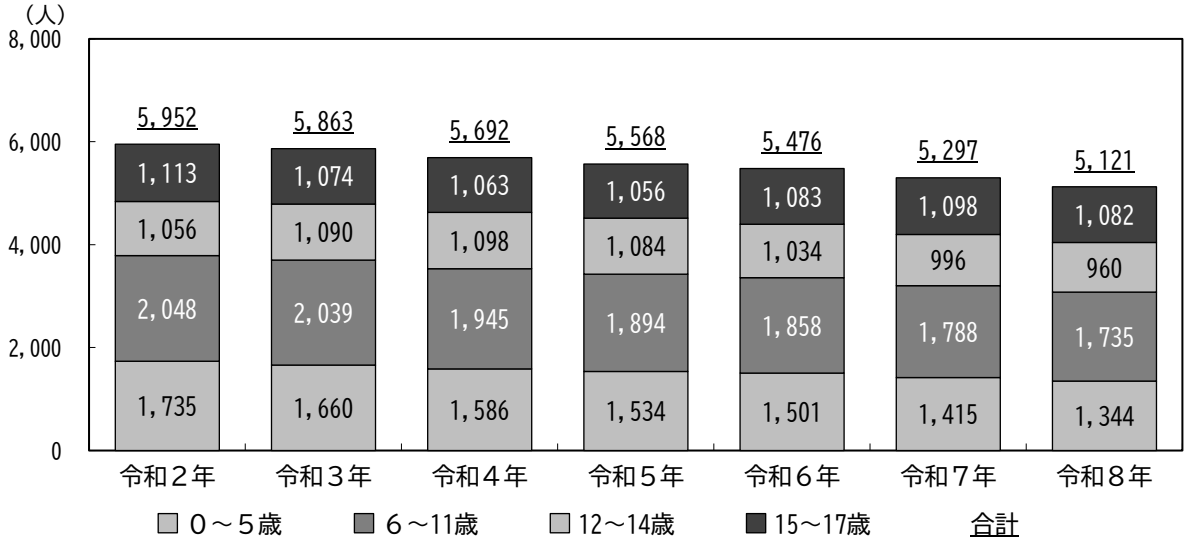
■性別・５歳区分別人口構造



資料：住民基本台帳（令和８年３月 31 日現在）

こども人口の推移をみると、減少しており、令和８年で 5,121 人となっています。内訳をみると、いずれの年齢層も減少しており、特に０～５歳が令和８年で 1,344 人と、令和２年と比べて 391 人減少しています。

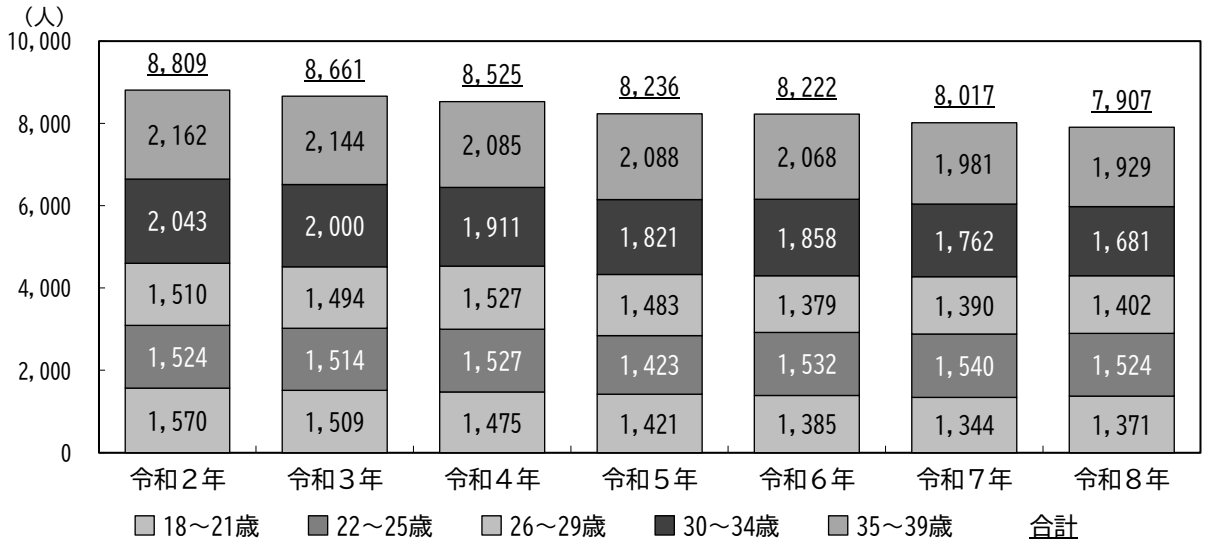
■こども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

若者人口の推移をみると、減少しており、令和８年で 7,907 人となっています。内訳をみると、22～25 歳を除く年齢層で、令和２年と比べてそれぞれ減少しており、特に 30～34 歳が令和８年で 1,681 人と、令和２年と比べて 362 人減少しています。

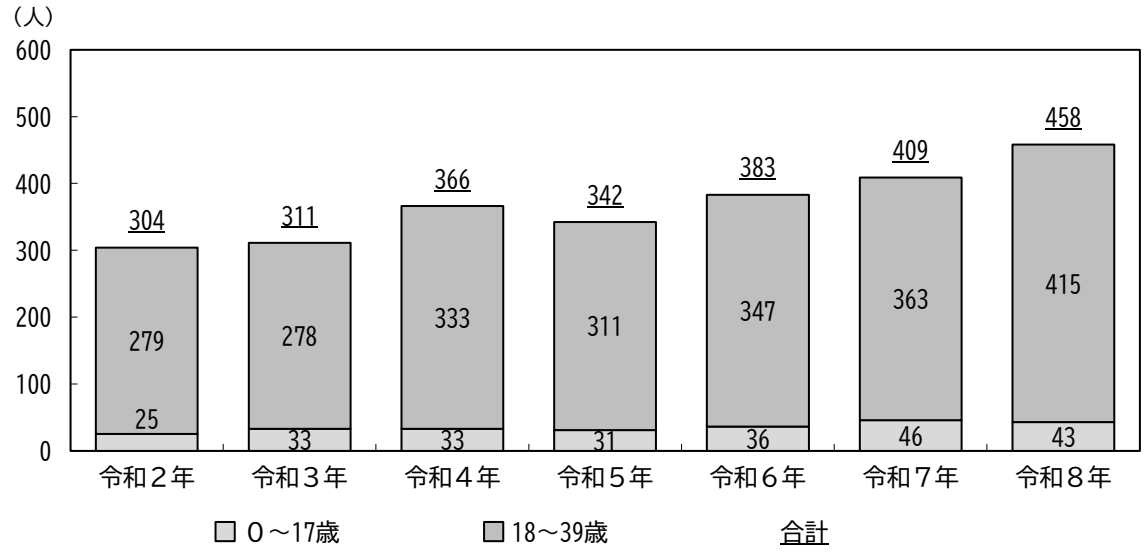
■若者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

外国人のこども・若者人口の推移をみると、増加しており、令和８年で 458 人となっています。特に、18～39 歳が令和８年で 415 人と、令和２年と比べて 136 人増加しています。

■外国人のこども・若者人口の推移

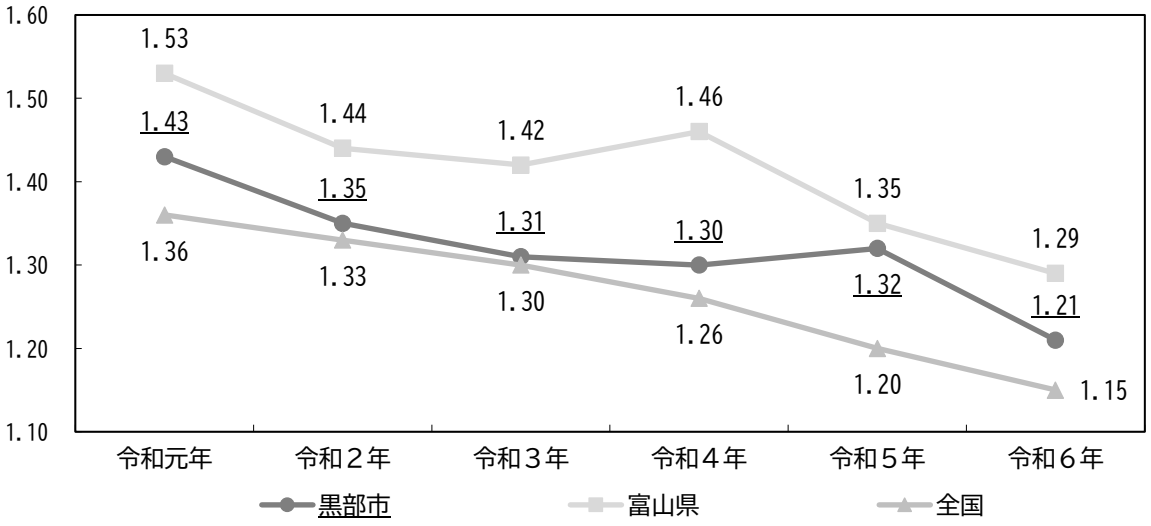


資料：市民環境課（各年３月 31 日現在）

（２）出生の状況

合計特殊出生率の推移をみると、低下傾向となっており、令和６年で 1.21 となっています。全国、富山県と比較すると、各年ともに全国より高くなっている一方で、富山県より低くなっています。

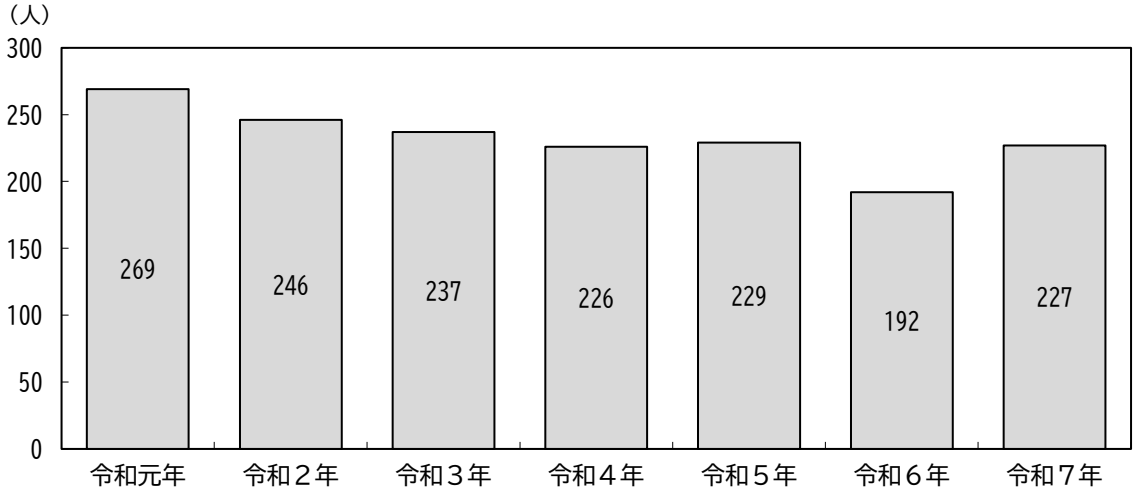
■合計特殊出生率の推移（全国、富山県比較）



資料：富山県厚生部医務課「人口動態統計（確定数）－保健所・市町村別－」を基に算出（各年翌年末）

出生数の推移をみると、令和６年まで減少傾向となっていましたが、令和７年で 227 人と、増加に転じています。

■出生数の推移

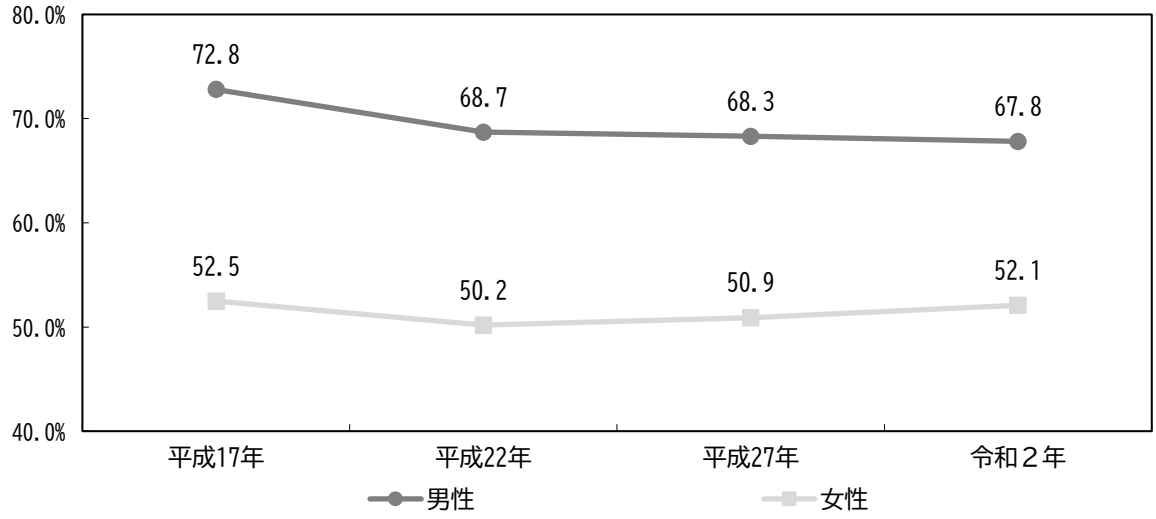


資料：乳幼児異動一覧表（各年翌年末）

（３）就業の状況

性別就業率の推移をみると、男性は緩やかに低下しており、令和２年で 67.8%となっています。一方で、女性は概ね横ばい状態となっており、令和２年で 52.1%となっています。

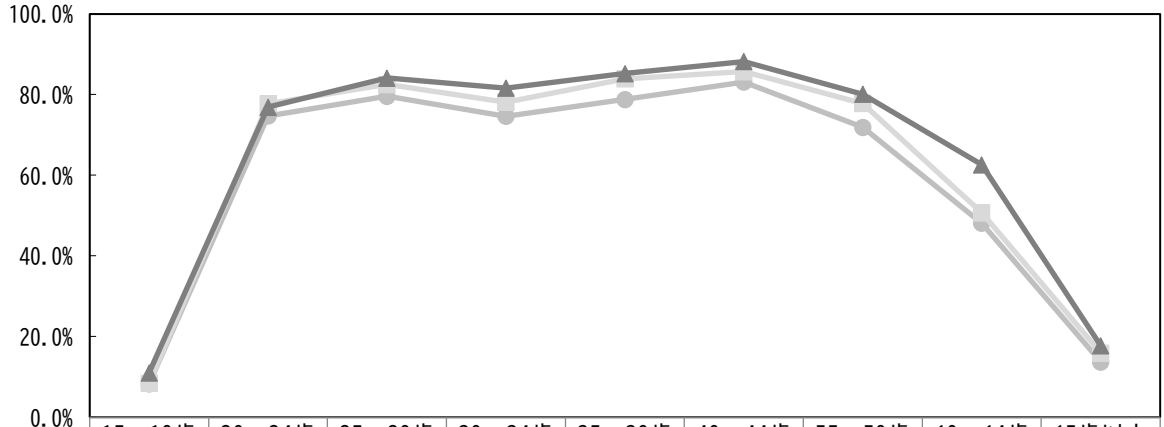
■性別就業率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

女性の年齢別就業率をみると、25 歳から 59 歳でそれぞれ８割台となっており、特に、40～44 歳で 88.2%となっています。また、平成 22 年、平成 27 年と比較すると、20～24 歳を除いてそれぞれ高くなっています。

■女性の年齢別就業率（平成 22 年、平成 27 年比較）



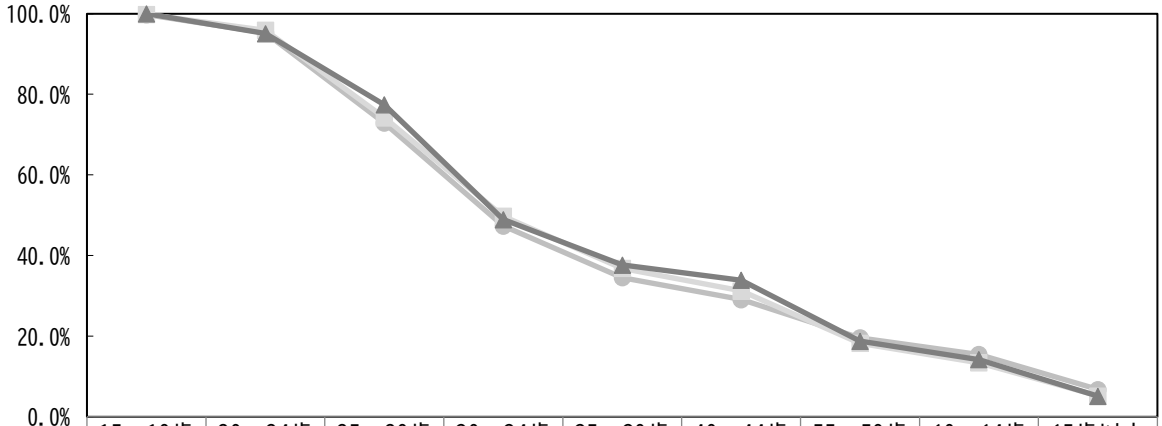
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年	8.3	74.7	79.6	74.6	78.8	83.1	71.9	48.1	13.7
平成27年	8.4	77.7	82.5	78.1	83.9	85.7	77.8	50.7	15.9
令和２年	11.0	76.9	84.1	81.6	85.2	88.2	80.1	62.6	17.7

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

（４）婚姻の状況

男性の未婚率を全国、富山県と比較すると、25～29 歳、35～39 歳、40～44 歳でそれぞれ全国、富山県より高くなっています。

■男性の未婚率（全国、富山県比較）

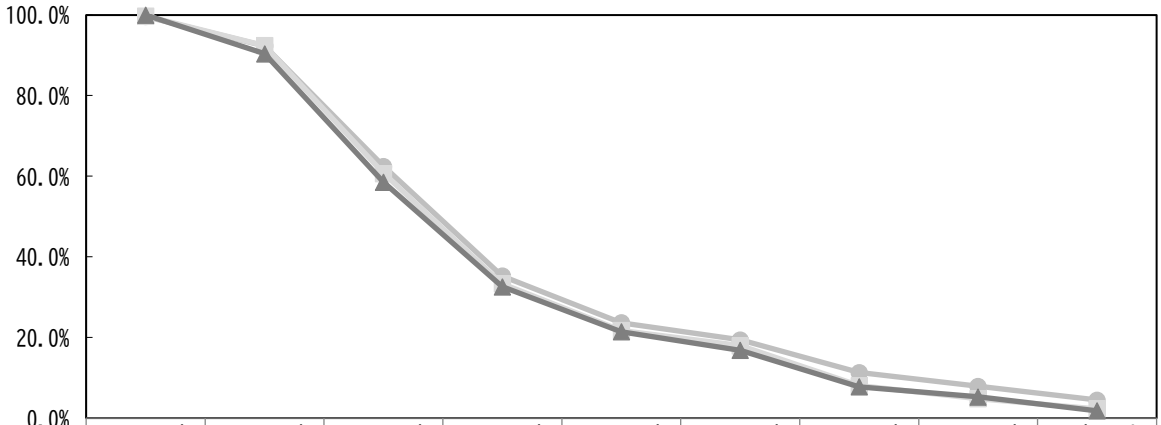


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
全国	99.8	95.2	72.9	47.4	34.5	29.1	19.6	15.5	6.8
富山県	99.8	95.9	74.2	49.8	36.8	31.2	18.2	13.4	5.2
黒部市	100.0	95.1	77.4	48.9	37.7	33.9	18.8	14.2	5.1

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

女性の未婚率を全国、富山県と比較すると、15～19 歳、60～64 歳を除いて、全国、富山県より低くなっています。

■女性の未婚率（全国、富山県比較）



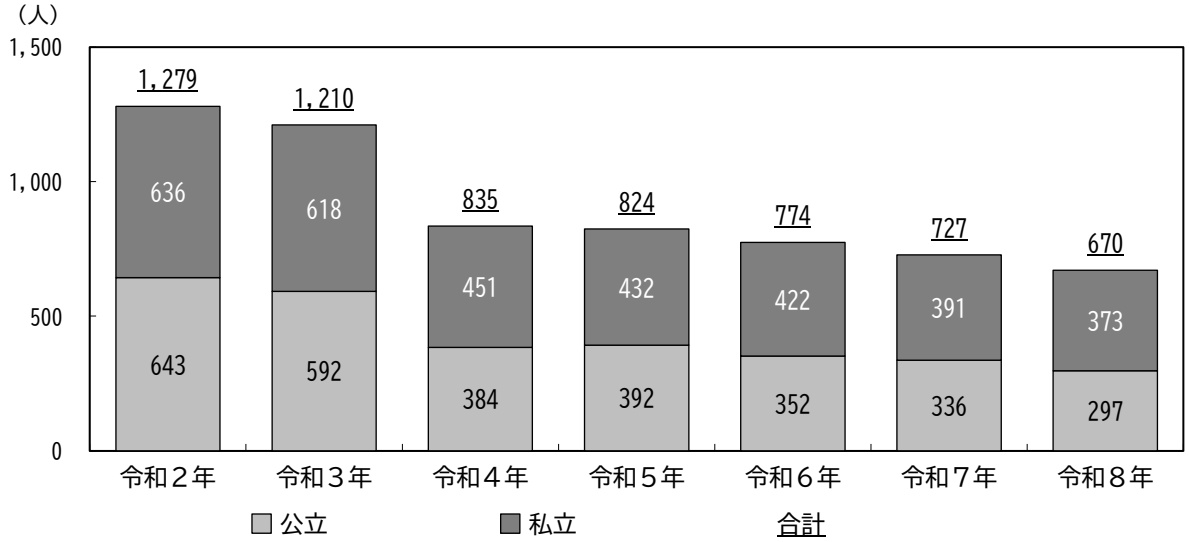
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
全国	99.6	92.3	62.4	35.2	23.6	19.4	11.3	7.9	4.5
富山県	99.7	92.4	60.7	33.3	21.7	18.0	8.0	4.8	2.3
黒部市	100.0	90.4	58.5	32.6	21.4	16.8	7.8	5.3	1.8

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（５）保育・教育の状況

保育所入所者の推移をみると、令和４年に公立保育所１か所、民間保育所２か所が幼保連携型認定こども園に移行したため、保育所数及び入所者数は減少しています。その後は緩やかに減少しており、令和８年で 670 人となっています。

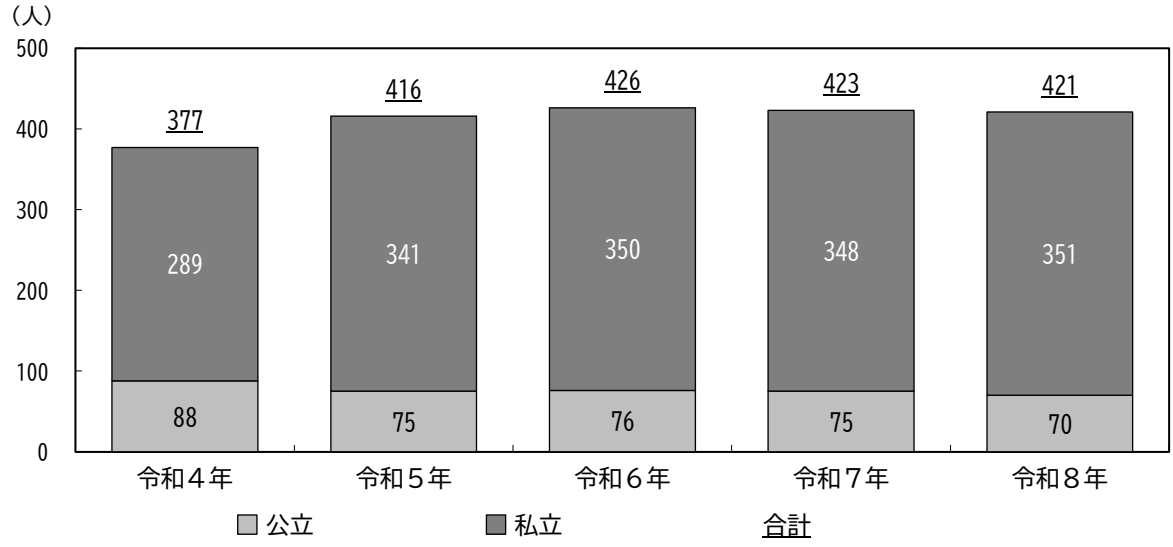
■保育所入所者の推移



資料：こども支援課（各年４月１日現在）

認定こども園入園者の推移をみると、令和４年に生地こども園、おおふせ認定こども園、石田こども園の３園が幼保連携型認定こども園に移行し、同一施設内で幼児教育機能と保育機能を一体的に提供できる環境が整備されました。令和５年以降は 400 人台で推移しており、令和８年で 421 人となっています。

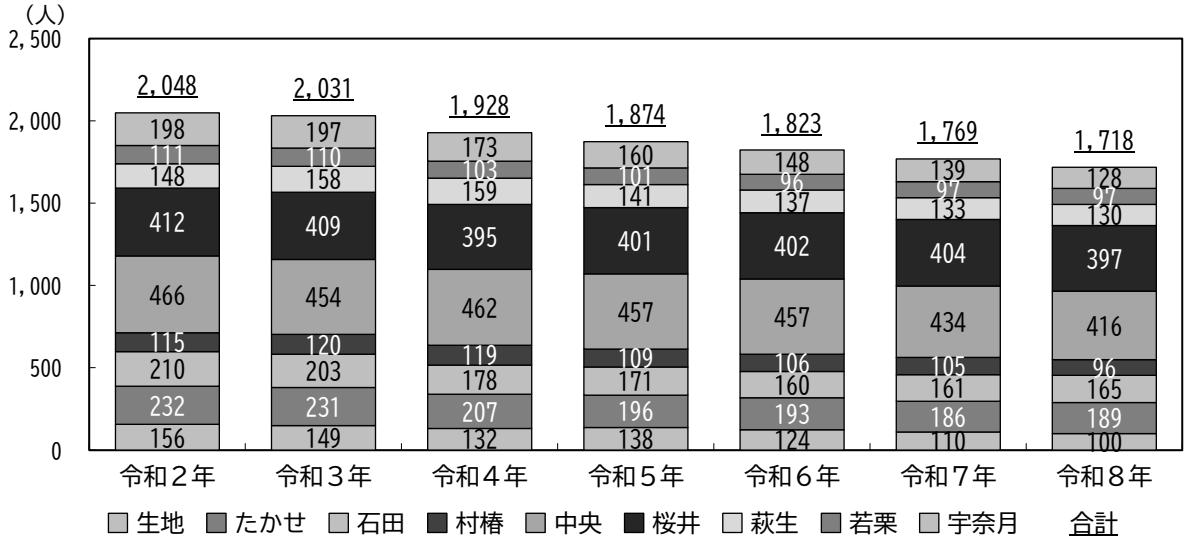
■認定こども園入園者の推移



資料：こども支援課（各年４月１日現在）

小学校児童の推移をみると、減少しており、令和８年で 1,718 人となっています。内訳をみると、いずれの年も中央小学校が最も多く、次いで桜井小学校となっています。

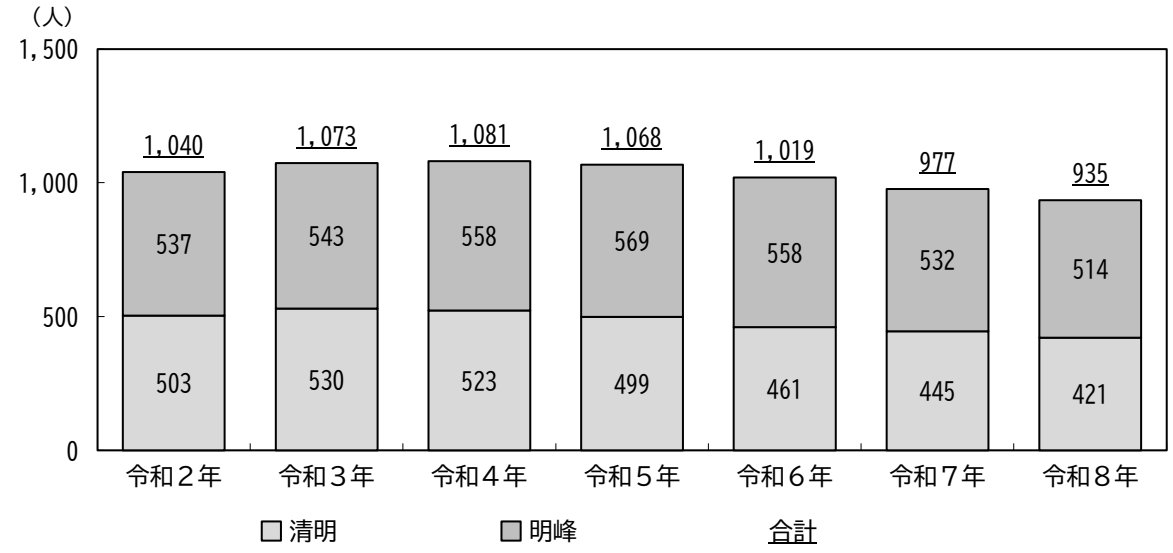
■小学生児童の推移



資料：学校教育課（各年５月１日現在）

中学校生徒の推移をみると、令和４年を境に減少しており、令和８年で 935 人となっています。内訳をみると、清明中学校、明峰中学校ともに減少傾向となっています。

■中学校生徒の推移

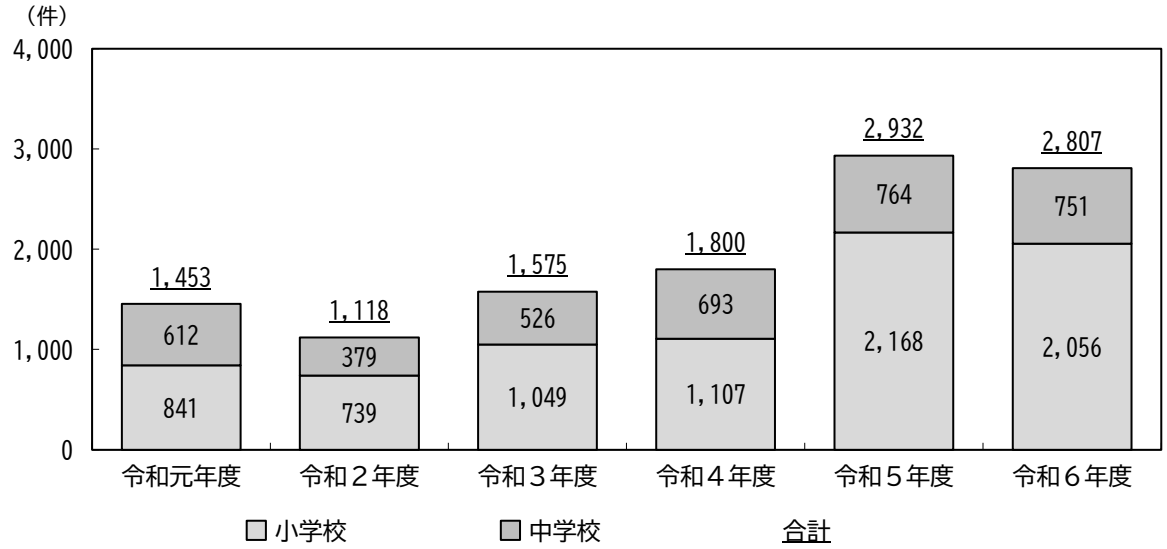


資料：学校教育課（各年５月１日現在）

（６）支援が必要なこども・若者の状況

富山県全体におけるいじめ認知件数の推移をみると、令和５年度に大きく増加しており、令和６年度で 2,807 件となっています。内訳をみると、小学校で令和５年度以降は 2,000 件以上と多くなっています。

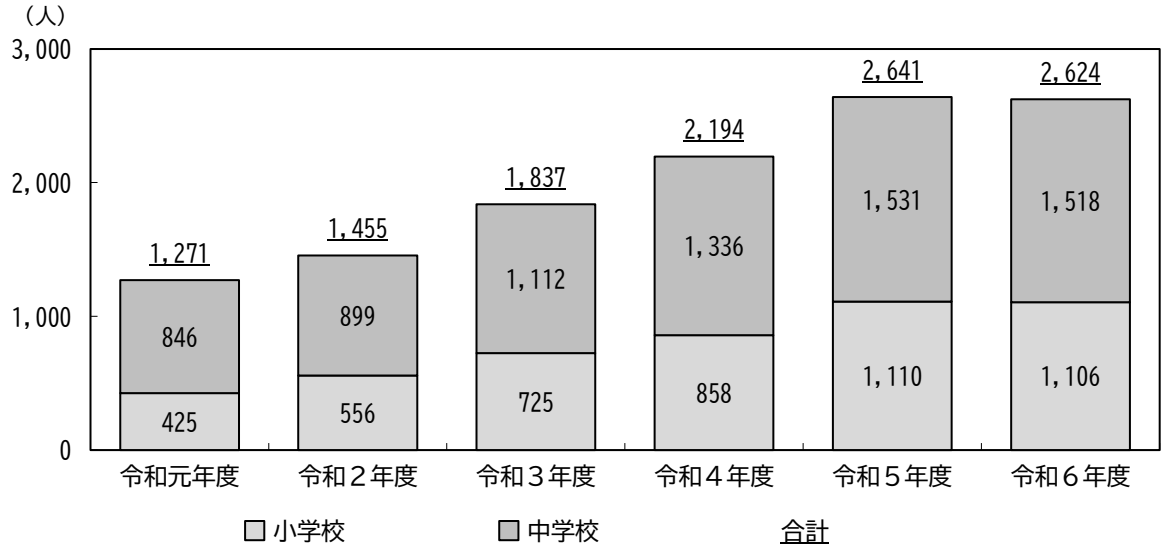
■【富山県全体】いじめ認知件数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（各年度３月 31 日現在）

富山県全体における不登校児童・生徒の推移をみると、増加傾向となっており、令和６年度で 2,624 人となっています。内訳をみると、令和５年度以降は小学校で 1,100 人台、中学校で 1,500 人台となっています。

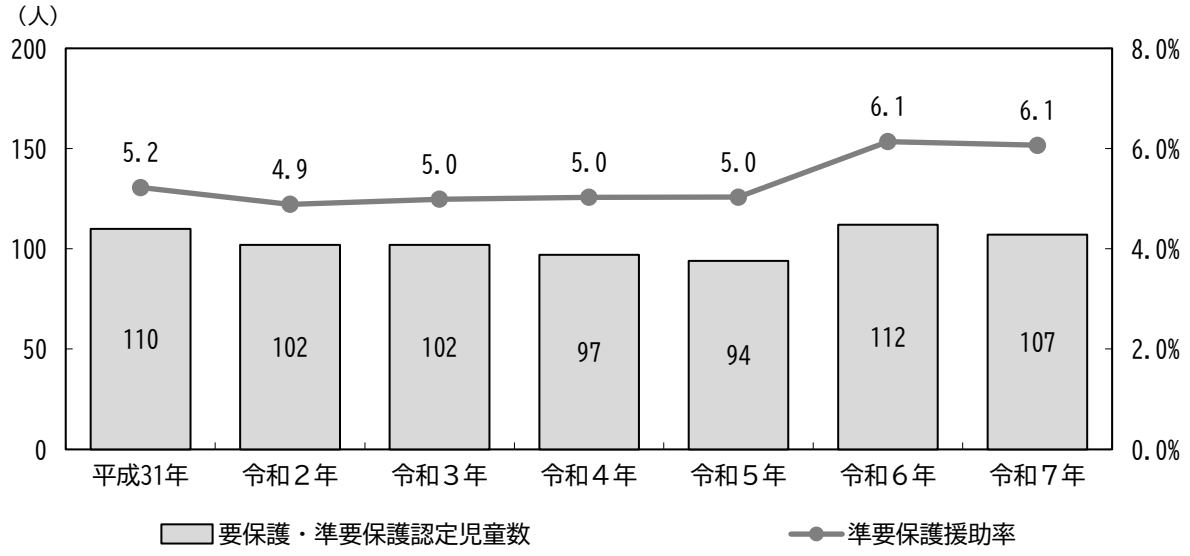
■【富山県全体】不登校児童・生徒の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（各年度３月 31 日現在）

要保護・準要保護認定児童の推移をみると、90～110 人台で推移しており、令和７年で 107 人となっています。また、準要保護援助率の推移をみると、概ね５～６％台で推移しています。

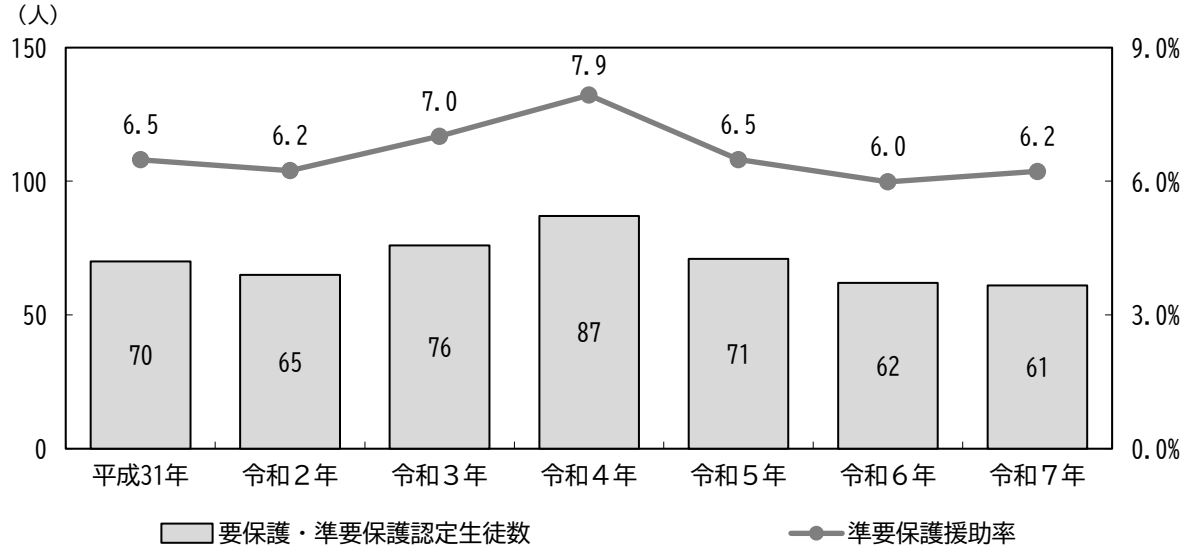
■要保護・準要保護認定児童の推移



資料：学校教育課（各年３月 31 日現在）

要保護・準要保護認定生徒の推移をみると、60～80 人台で推移しており、令和７年で 61 人となっています。また、準要保護援助率の推移をみると、６～７％台で推移しています。

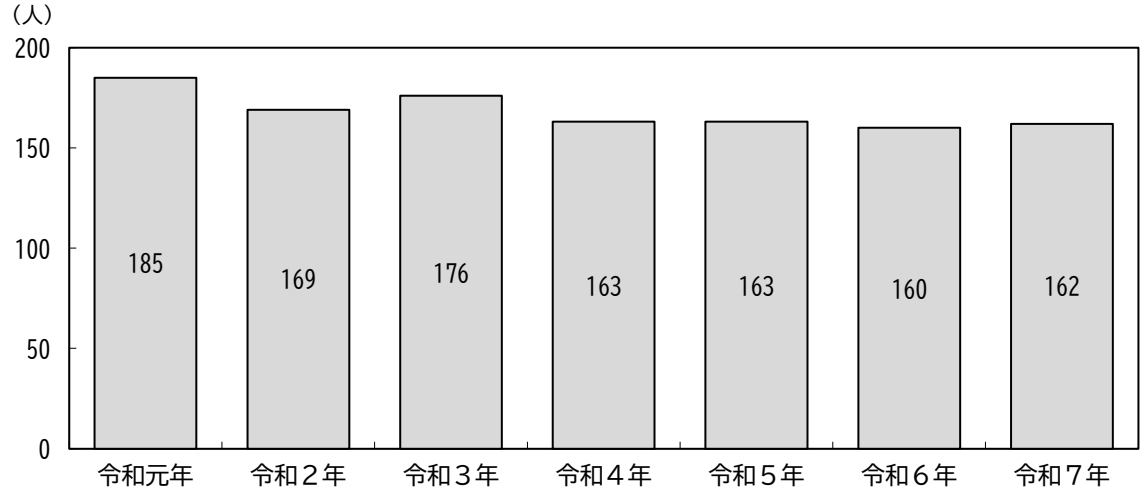
■要保護・準要保護認定生徒の推移



資料：学校教育課（各年３月 31 日現在）

児童扶養手当受給者の推移をみると、増減を繰り返しつつ、令和４年以降は 160 人台で推移しています。

■児童扶養手当受給者の推移



資料：児童扶養手当給付費国庫負担金にかかる実績報告（システムより）（各年５月定期払時点）

2　こども・若者アンケート調査の結果

（1）調査の概要

本計画の策定に向けて、当事者であるこども・若者の意見を広く取り入れることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

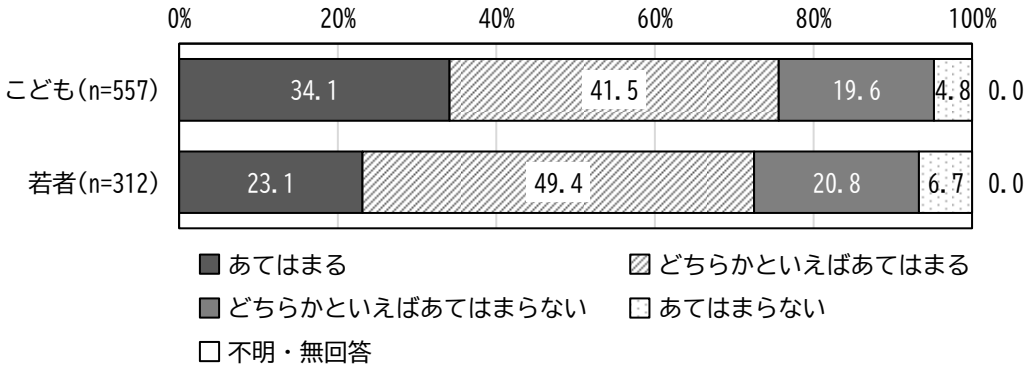
調査種類	対象者	配布方法	配布数	回答数	回答率
こどもアンケート	市内の小学５年生、中学２年生	学校を通じたチラシ配布、ＷＥＢ回答	660 件	557 件	84.4%
若者アンケート	市内に住所を有する 18～39 歳	二次元コードを付したハガキの配布、ＷＥＢ回答	1,500 件	312 件	20.8%

（2）主な調査結果（一部抜粋）

① 自己肯定感について

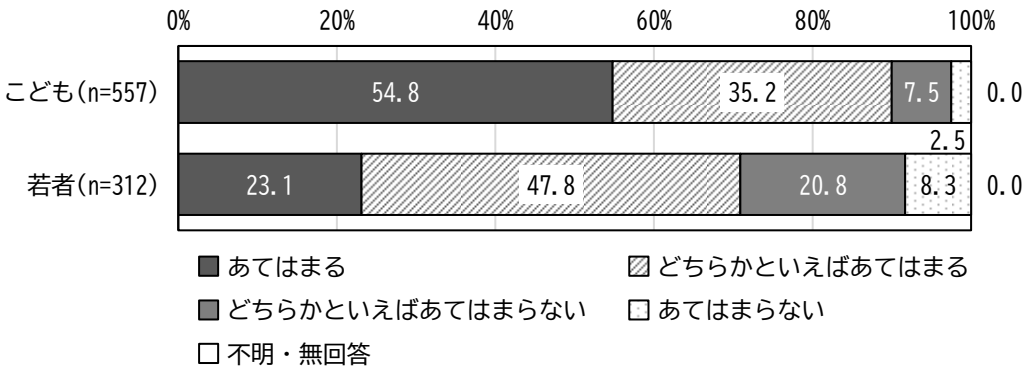
今の自分が好きかについて、『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合算）がこどもで 75.6%、若者で 72.5%となっています。

■今の自分が好きか（単数回答）



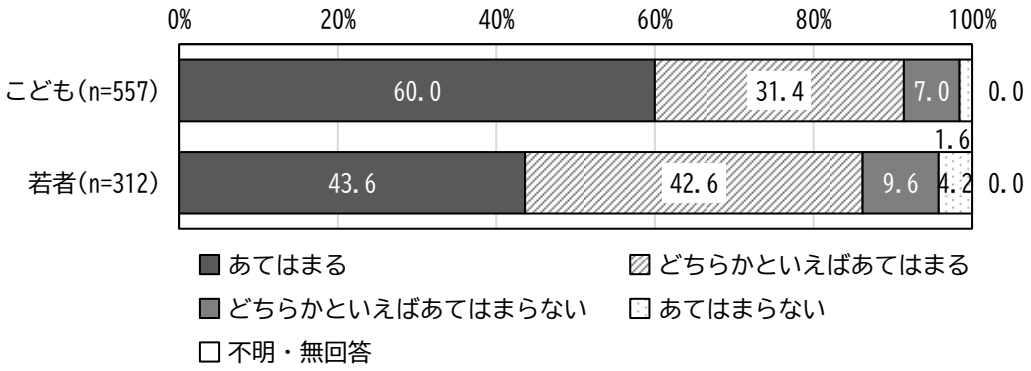
今の生活に満足しているかについて、『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合算）がこどもで 90.0%、若者で 70.9%となっています。

■今の生活に満足しているか（単数回答）



今、幸せだと思うかについて、『あてはまる』(「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合算）がこどもで 91.4%、若者で 86.2%となっています。

■今、幸せだと思うか（単数回答）



② 悩みや不安について

現在､悩んでいることや不安に思っていることについて､こどもで｢勉強･進路のこと｣が 40.7%、若者で「お金のこと」が 59.0%と、それぞれ最も高くなっています。

■現在、悩んでいることや不安に思っていること（複数回答｜上位３項目）

	こども（n=557）	若者（n=312）
第１位	勉強・進路のこと（40.7%）	お金のこと（59.0%）
第２位	特に悩みや不安はない（34.3%）	仕事や就職のこと（41.0%）
第３位	将来のこと（20.5%）	将来のこと（30.1%）

悩み事が生じたときの主な相談相手について、こどもで｢母親｣が 60.3%、若者で｢親｣が 54.5%と、それぞれ最も高くなっています。なお、「相談できる人はいない」がこどもで 10.6%、若者で 5.4%となっています。

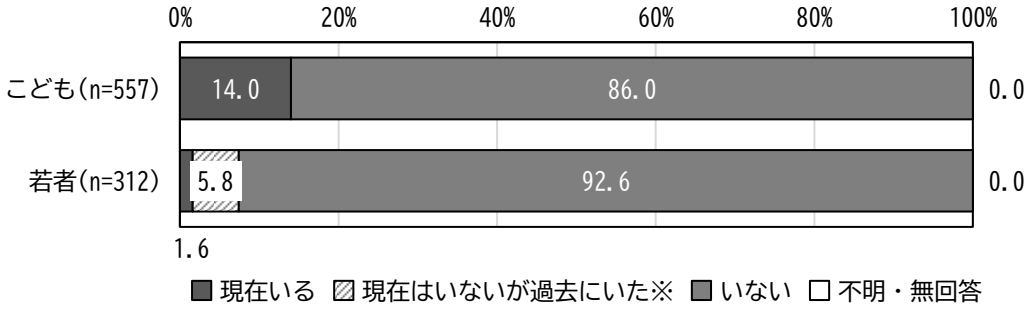
■悩み事が生じたときの主な相談相手（複数回答｜上位３項目）

	こども（n=557）	若者（n=312）
第１位	母親（60.3%）	親（54.5%）
第２位	学校の友達（55.8%）	恋人や配偶者（53.2%）
第３位	父親（27.1%）	友人・知人（43.6%）

③　ヤングケアラーについて

家族の中にお世話をしている人の有無について、「現在いる」がこどもで 14.0%、若者で 1.6%となっています。なお、若者で「現在はいないが過去にいた」が 5.8%となっています。

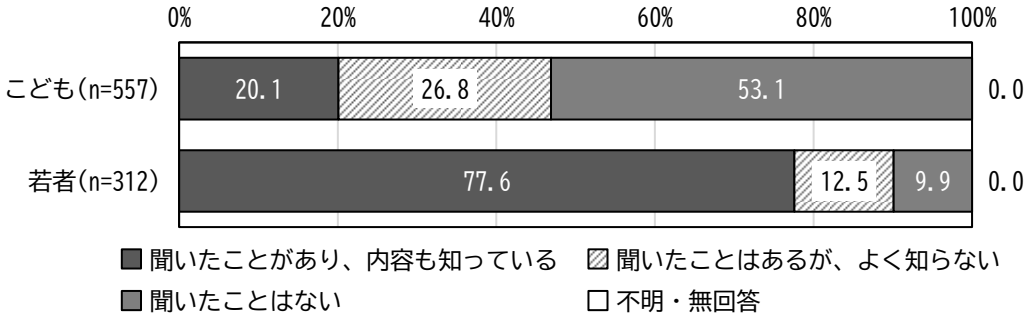
■家族の中にお世話をしている人の有無（単数回答）



※選択肢「現在はいないが過去にいた」は若者調査のみ。

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことがあり、内容も知っている」がこどもで 20.1%と、若者の 77.6%と比べて、57.5 ポイント低くなっています。

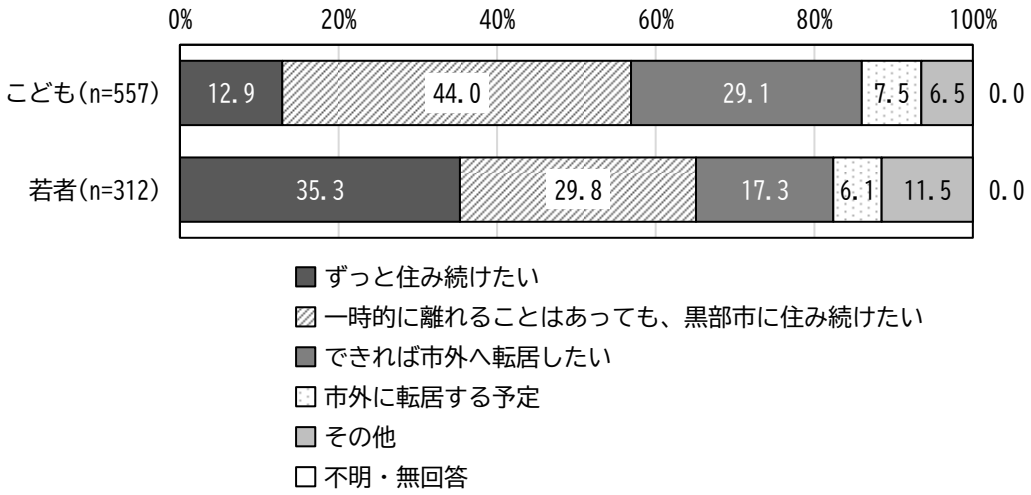
■ヤングケアラーの認知度（単数回答）



④　黒部市について

大人になったときに、黒部市に住み続けたいと思うかについて、『住み続けたい』(「ずっと住み続けたい」と「一時的に離れることはあっても、黒部市に住み続けたい」の合算）がこどもで 56.9%、若者で 65.1%となっています。一方で、『市外へ転居を希望』(「できれば市外へ転居したい」と「市外に転居する予定」の合算）がこどもで 36.6%と、若者の 23.4%と比べて、13.2 ポイント高くなっています。

■大人になったときに、黒部市に住み続けたいと思うか（単数回答）



黒部市に必要な取組について、こどもで「自由に過ごせる場を増やす」が 58.3%、若者で「お金のことを心配することなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が 57.1%と、それぞれ最も高くなっています。

■黒部市に必要な取組（複数回答｜上位３項目）

	こども（n=557）	若者（n=312）
第１位	自由に過ごせる場を増やす（58.3%）	お金のことを心配することなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する（57.1%）
第２位	雨の日や暑い日でも遊べる屋内の遊び場をつくる（42.7%）	雨の日や暑い日でも遊べる屋内の遊び場をつくる（53.2%）
第３位	お金のことを心配することなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する（42.2%）	こどもや若者同士が集まったりできる場を増やす（27.6%）

3　支援者ヒアリングシート調査の結果

支援者ヒアリングシート調査の
結果概要を反映します。

4　くろべみらいワークショップの結果

（1）ワークショップの概要

黒部市版こどもまんなか社会の実現に向けて、「こどもの思いが届く明るい黒部市」をテーマとして、「くろべみらいワークショップ」を実施しました。

●参 加 者：市内の小学５年生～中学２年生 33 人
●実 施 日：令和７年８月７日（木）　13:30～15:30
●実施場所：くろべ市民交流センター「あおーよ」１階多目的室

（2）ワークショップでの意見まとめ

ワークショップは、Ａ～Ｆの６つのグループに分けて実施しました。各グループ「テーマ」「現状と課題」「結論・目指す姿」「主な意見」は下記のとおりです。

■Ａグループ（テーマ：安全な場所にある公園で充実した遊具もほしい）

現状と課題	・不審者が出る。 ・草がぼうぼう、整っていない。	・大人があまりいない。 ・遊具が少ない。
こうなったらいいな	・事故が起きない（安全）。 ・室内で涼しい場所にしてほしい。 ・にぎやかで明るい。	・使い勝手がいい。 ・遊具を増やしてほしい。 ・人も動物も遊べる場所。 ・ベンチがほしい。
主な意見	・遊び場・施設：大型公園の整備、アニマルカフェ・猫カフェ。 ・交通・安全：ミニバスの運行時間拡大、バス停の増設、通学路・用水路の安全整備。 ・学校・学習：体育館へのクーラー設置、エレベーターや給水器の設置、置き勉の導入、宿題・タブレットの軽量化。	

■Ｂグループ（テーマ：遊び場所と設備）

現状と課題	・普段遊んでいる場所は家やグラウンド。 ・こどもだけで行ける遊び場が自分の住んでいる地区にほしい。
どうしたいか	・公民館などにボードゲームなどみんなが遊べる場所がほしい。 ・気軽に使える体育館がほしい（総合体育館とは反対側に）。
主な意見	・施設・店舗：ファミレスや学習可能なカフェ、映画館、猫と泊まれる宿。 ・地域魅力・歴史：黒部市の歴史伝承施設、農業体験施設、ＹＫＫ等の技術・工業を活かした取組、環境施設（CO_2の削減）。 ・学校：公衆電話の増設やスマホ持参の許可、通学路の暑さ・冬対策。

■Ｃグループ（テーマ： 宿題が少ない黒部市 ）

テーマを決めた理由	・習い事などで宿題をする時間がない。　・宿題が多くて面倒。 ・宿題が多くて、遊ぶ時間がなくなる。
もし宿題が全部なくなったら？	・テストの点が低くなる。　・期限を守れない大人になる。
結論	・宿題の量を選ばせてほしい。
主な意見	・学校・授業：選択制授業、テスト表現の丁寧化、芝生テニスコート、先生の柔軟な対応、６時間授業の見直し。 ・設備・環境：体育館・教室のエアコン改善、扉の修繕。 ・地域・生活：コンビニやトレカショップ、映画館、サッカー場・バスケットコートの設置。

■Ｄグループ（テーマ： 公民館に増やしてほしいものや行事 ）

テーマを決めた理由	・近くに集まれる場所がほしい。　・友達と気軽に会いたい。
現状	・公民館を思うように使えない。　・今は公民館に何もない。
結論（どうしてほしいか）	・ボードゲーム、レトロゲームを置いてほしい。　・フリーＷｉ-Ｆｉをつけてほしい。 ・土曜日に空けてほしい（曜日を決める）。 ・行事を増やしてほしい。
主な意見	・ほしい場所・商業：大型買い物施設（ファボーレ風）、ガチャポンコーナー、アニメイト、映画館、こども用タクシー。 ・学校・教育：漫画・絵の学習、昔のゲームの学び、テスト回数の削減、学校施設の修繕（清明中水道、荻生小プール等）。

■Ｅグループ（テーマ： イベント ）

テーマを決めた理由	・みんなが楽しめるから。　・黒部が明るくなるから。 ・にぎやかでおもしろそう。
イベント内容	・祭り、イベントを増やす。　・可愛いチラシで皆に呼びかけるなど、参加者が増えるような工夫をする。 ・有名人が参加するイベント。
主な意見	・遊び・体験：ユーチューバーやマイクラのテーマパーク、24 時間自習室、全天候型プール、アニマルカフェ、駄菓子屋。 ・学校・給食：文化祭の開催、遠足回数の増加、選択給食やご当地給食の実施。 ・インフラ・安全：夜間の街灯設置、横断歩道での一時停止徹底、公共交通の充実。

■Ｆグループ（テーマ： 学校をすずしくしてほしい ）

テーマを決めた理由	・学校が暑いという意見が多かった。 例：プールを室内にしてほしい。学校の帰り道が暑い。体育館にエアコンをつけてほしい。
結論	・プールを室内にすると気温や天候で中止がなくなり、いつでもプール学習ができる。 ・エアコンをつけるといつでも快適に運動ができる。
主な意見	・地域・交流：他校・他学年との交流行事の拡大、地域猫補助金、食品ロス削減、ごみ・マナーの改善。 ・学校生活：校則の緩和（私服・体操服登校、シャープペン解禁）、休み時間や部活時間の見直し、帰り道の暑さ対策スペースの設置。

5　こども意見表明交流会の結果

こどもの意見表明の概要を反映します。

第３章　こども計画が目指すもの

１　基本理念

本市では、令和７年３月に策定された「第３期黒部市子ども・子育て支援事業計画」において、「こどもの声が聞こえる明るいまち　～こどもの幸せを第一に考える～」を基本理念として掲げ、こども・子育てに関する施策を推進しています。

本計画においても、本市のこれまでの施策の方向性などを踏まえ、「第３期黒部市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承していきます。

基　本　理　念

こどもの声が聞こえる明るいまち

～こどもの幸せを第一に考える～

2　基本目標

基本理念を実現するため、以下の６つの基本目標を設定して本計画の施策に取り組みます。

【基本目標１】　こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

こどもの権利が守られ、ひとりの人間として尊重される社会を目指します。また、こども・若者の意見をしっかりと受け入れ、市政や地域のまちづくりに反映させることで、誰もが自分らしく生き生きと過ごせる環境を整えます。

【基本目標２】　ライフステージを通じた切れ目ない健康づくりの推進

妊娠・出産から乳幼児期、思春期に至るまで、こどもや保護者の健康増進に向けた取組を行います。また「こども家庭センター」を中心とした相談体制の充実や小児医療の確保、適切な食育の推進により、こどもの健全育成を図ります。

【基本目標３】　こども・若者が未来に希望を持てる学び・居場所の確保

こども・若者が豊かな人間性を育み、自らの未来を描けるよう支援します。また、学校教育の充実に加え、放課後や週末に安心して過ごせる多様な居場所の確保を図るとともに、若者の希望を叶える就労支援や、結婚・ライフデザインの形成に向けた環境を整えます。

【基本目標４】　こども・若者の健やかな成長を支える地域社会の実現

地域全体で温かく子育て世帯を支える環境をつくります。質の高い幼児教育・保育の提供や仕事と子育ての両立支援を進めるとともに、地域での交流や相談の場を広げることで、子育て世帯の孤立を防ぎ、安心して過ごせるまちを目指します。

【基本目標５】　困難を抱えるこども・若者が安心して暮らせる社会の実現

困難や課題を抱えるこどもや家庭を誰ひとり取り残さず、寄り添った支援を行います。児童虐待の防止、障がい児やひとり親家庭、ヤングケアラー等、多様なニーズに応じた専門的で質の高いセーフティネットを構築します。

【基本目標６】　こども・若者が安全かつ安心して生活できる環境の整理

こども・若者が毎日を安全・安心に過ごせるための環境を整備します。通学路の安全確保や防犯・防災対策を徹底するとともに、公園やバリアフリー住宅など、こどもや子育て世帯が伸び伸びと過ごせる生活空間を創出します。

3　施策体系

基本理念	基本目標		施策の方向性	
こどもの声が聞こえる明るいまち　～こどもの幸せを第一に考える～	1	こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり	1	こどもの権利等に関する情報提供・啓発活動の推進
			2	こども・若者の意見反映と社会参画の促進
			3	地域におけるこども・若者の見守り・交流の推進
	2	ライフステージを通じた切れ目ない健康づくりの推進	1	妊娠・出産・乳幼児期における健康支援の充実
			2	小児医療体制の整備
			3	食育の推進
	3	こども・若者が未来に希望を持てる学び・居場所の確保	1	生きる力を育む教育の充実と多様な学びの保障
			2	放課後や週末等のこども・若者の居場所づくりの推進
			3	若者の自立とライフデザイン・出会いへの支援の充実
	4	こども・若者の健やかな成長を支える地域社会の実現	1	幼児教育・保育サービスの充実
			2	地域における子育て支援の充実とネットワーク形成
			3	仕事と子育ての両立支援の推進
	5	困難を抱えるこども・若者が安心して暮らせる社会の実現	1	児童虐待防止と要保護児童等への支援の強化
			2	障がいのあるこども・若者への支援の充実
			3	こどもの貧困対策の推進
			4	ひとり親家庭への支援の充実
			5	ヤングケアラーへの支援の充実
	6	こども・若者が安全かつ安心して生活できる環境の整理	1	こども・若者の安全・防犯・防災の強化
			2	安心・安全なまちづくりの整備

第４章　施策の展開

第５章　計画の推進に向けて

資料編